資料No.1

大市自第３２２号
令和４年９月１日

学区自治連合会長　様

大津市自治協働課長

大津市カーブミラー設置事業費補助金について（お知らせ）

平素は、本市の交通安全行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、このたび私道や里道の交通安全を確保することを目的に、自治会が設置するカーブミラーの設置費用の一部を補助する「大津市カーブミラー設置事業費補助金」を創設しました。

概要については以下のとおりとなりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

記

１．補助対象者

自治会を対象とします。

２．補助対象となる経費

下記のいずれにも該当するカーブミラーの購入、及び設置に要する経費。

(1) 本市の区域内に設置するものであること
(2) 私道の安全の確保のために設置するものであること
(3) 設置する土地の所有者の承認を受けていること
(4) 設置するカーブミラーは、公益社団法人日本道路協会が定める道路反射鏡設置指針に基づく品質検査に合格した製品であること

３．補助金額および補助率

１自治会あたり補助対象経費×１／２（上限５万円）です。

４．申請受付期間

令和４年８月３１日から令和４年１０月３１日まで

※【様式第１号】大津市カーブミラー設置事業費補助金交付事前申込書と設置場所の分かる位置図をご提出ください。

申込みいただいた書類にもとづき審査を行い、１１月下旬に審査結果を通知します。

令和５年度以降の申請受付期間については、確定次第お知らせします。

【お問い合わせ先】
大津市自治協働課　担当：今田・奥村
電話：０７７－５２８－２８１６
E-mail：otsu1130@city.otsu.lg.jp

【令和４年度　新規】　カーブミラー設置事業費補助

事業内容	私道や里道の交通安全を確保することを目的に、自治会が設置するカーブミラーの設置費用の一部を、予算の範囲内において補助する事業。
申請単位	自治会
補助対象	下記のいずれにも該当するカーブミラーの購入、設置に要する経費。 (1) 本市の区域内に設置するものであること (2) 私道の安全の確保のために設置するものであること (3) 設置する土地の所有者の承認を受けていること (4) 設置するカーブミラーは、公益社団法人日本道路協会が定める道路反射鏡設置指針に基づく品質検査に合格した製品であること
補助金の算出基準 および 補助金額	補助対象経費×１／２（千円未満切捨） １自治会あたり上限５万円まで
受付期間	令和４年８月３１日から令和４年１０月３１日までとします。 ※【様式第１号】大津市カーブミラー設置事業費補助金交付事前申込書と設置場所の分かる位置図をご提出ください。
担当課（連絡先）	市民部自治協働課　　電話：５２８－２８１６